

公益財団法人浜松国際交流協会職員旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、業務のために旅行する職員に対し支給する旅費について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 公益財団法人浜松国際交流協会職員就業規程第2条に規定する職員及び公益財団法人浜松国際交流協会寄附行為第13条に定める役員をいう。

(2) 赴任 新たに採用された職員(代表理事が必要であると認める者に限る。)及び他の団体から出向又は派遣により公益財団法人浜松国際交流協会に常時勤務することとなった職員が採用又は出向若しくは派遣のため住所若しくは居所の移転を伴う旅行をいう。

(3) 外国旅行 本邦と外国との間における旅行をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

(旅行命令)

第4条 旅行は、代表理事の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 代表理事は、既に発した旅行命令を変更する必要があると認められる場合には、これを変更することができる。

3 職員は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ代表理事に旅行命令の変更を申請しなければならない。

(旅費の種類)

第5条 旅費は、普通旅費及び特殊旅費とする。

2 普通旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当及び宿泊料とする。

3 特殊旅費は、移転料、着後手当及び日額旅費とする。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続き)

第7条 職員は、旅費の支給を受けようとするときは、所定の様式によらなければならない

ない。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃、特別車両料金、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) 旅客運賃は、別表に定める額
- (2) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のものについては、自由席特急料金（ただし、座席指定料金を必要と認める場合には、これを加算した額）
- (3) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道70キロメートル以上のものについては、普通急行料金
- (4) 運賃の等級を設けない線路で、特別車両料金を徴する客車に代表理事が乗車する場合には、当該料金

(船賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃及び寝台料金による。

- (1) 旅客運賃は、別表に定める額
- (2) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃)

第10条 職員は、代表理事が業務上その他の理由により特に必要があると認める場合には、航空機を利用して旅行することができる。

2 職員が前項の規定により旅行する場合には、経済的かつ合理的な範囲において、現に支払う航空賃の額を当該職員に支給するものとする。

(日当)

第11条 日当の額は、別表に定めるところによる。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、定額の2分の1に相当する額とする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、別表に定めるところによる。

(移転料及び着後手当)

第13条 移転料及び着後手当は、赴任に伴い住所又は居所を移転する場合に支給するものとし、それらの額は代表理事がその都度定める。

(日額旅費)

第14条 市内及び近接地における旅行については、第8条から第11条までの規定にかかわらずバス等の交通機関を利用し、かつ、代表理事が必要と認める場合に限り日額旅費として交通機関に係る運賃相当額を支給することができる。

2 近接地の範囲は、新居町、湖西市、磐田市及び袋井市とする。

(外国旅行)

第15条 職員が外国旅行をする場合には、経済的かつ合理的な方法で旅行した場合の額を旅費として支給する。

(旅費の調整)

第16条 代表理事は、特別の事情によりこの規程により支給する旅費が通常必要とする旅費を超える場合には、その超えることとなる旅費を支給しない。

2 代表理事は、この規程に定めるところの旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により困難であると認める場合には、その必要とする旅費を支給することができる。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

別表（第8条、第9条、第11条、第12条関係）

区 分		代表理事	役員（代表理事を除く。）及び 職員
鉄 道 賃	運賃の等級を2階級に区分する 路線による旅行	上 級	下 級
	運賃の等級を設けない路線による 旅行	乗車に要する運賃	
船 賃	運賃の等級を3階級に区分する 船舶による旅行	上 級	下 級
	運賃の等級を2階級に区分する 船舶による旅行	上 級	下 級
	運賃の等級を設けない船舶による 旅行	乗船に要する運 賃	
日 当（一日につき）		3,300 円	2,300 円
宿泊料（一夜につき）		16,500 円	12,500 円